

## **2. 屋外広告物を掲出しようとする方へ**

屋外に広告物を掲出する際には、原則として、掲出しようとする場所の市町村長による許可が必要です。このことは、屋外広告物法において、街の美観風致を維持し又、公衆に対する危険を防止するために、屋外広告物について、必要な規制の基準を、条例で定めています。

坂祝町では、岐阜県屋外広告物条例に基づき、審査・指導・許可を行っています。